（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第二百六十八回）	一・五％	平成二十七年三月二十日	十億円
利付国庫債券（十年）（第二百六十九回）	一・三％	平成二十七年三月二十日	二百三億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十回）	一・三％	平成二十七年六月二十日	二百七十二億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十一回）	一・二％	平成二十七年六月二十日	十億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十三回）	一・五％	平成二十七年九月二十日	二百八億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十四回）	一・五％	平成二十七年十二月二十日	四百三億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十五回）	一・四％	平成二十七年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十六回）	一・六％	平成二十七年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十七回）	一・六％	平成二十八年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十八回）	一・八％	平成二十八年三月二十日	七十億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十九回）	二・〇％	平成二十八年三月二十日	七十億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十回）	一・九％	平成二十八年六月二十日	百四十五億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十一回）	二・〇％	平成二十八年六月二十日	二百六十二億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	一・七％	平成二十八年十二月二十日	二十億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十五回）	一・七％	平成二十九年三月二十日	三百五億円
利付国庫債券（十三年）（第五十三回）	二・一％	平成三十三年十二月二十日	六十三億円
利付国庫債券（二十年）（第五十五回）	二・〇％	平成三十四年三月二十一日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第五十六回）	二・〇％	平成三十四年六月二十日	六十三億円
利付国庫債券（二十年）（第五十七回）	一・九％	平成三十四年六月二十日	七十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	一・九％	平成三十四年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（二十年）（第五十九回）	一・七％	平成三十四年十二月二十日	二百三十億円
利付国庫債券（二十年）（第六十回）	一・四％	平成三十四年十二月二十日	百十八億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	百億円
利付国庫債券（二十年）（第六十六回）	一・八％	平成三十五年十二月二十日	二百三億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	七億円

○財務省告示第十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十二月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年一月十二日

財務大臣　菅　**直**人

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で二百四十七億四千二十万円

六　払込金額　二百四十七億六千九百八十八万八千二百四十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十一年十二月四日

十　発行価格　額面金額百円につき百円十二銭

十一　利率　年〇・三パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額\times\frac{0.3}{100}\times\frac{19}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十二年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.3}{100}\times\frac{1}{2}$$